

小浜放生祭フォトコンテスト 応募規約

※上記応募方法に従って投稿された作品に関しては、「小浜放生祭フォトコンテスト」(以下、「本コンテスト」という)の応募作品として選考対象とさせて頂くとともに、本規約に同意したものとして取り扱います。

● 応募について

- ◆ 応募規約に違反した場合は、選考の対象となりません。審査後に違反が判明した場合も入賞取消などの対象となります。
- ◆ 応募期間外の投稿は無効となります。
- ◆ 応募期間中、1人で複数回応募可能ですが、入賞は1人につき1作品とします。
(複数アカウントからのご応募はご遠慮ください)
- ◆ 1投稿につき写真の添付は1枚までとします。複数枚添付された場合は1枚目のみ審査対象とします。
- ◆ 応募できる作品は、期間中、小浜放生祭で撮影したものに限りです。投稿写真のキャプションには撮影場所を記載してください。
- ◆ ハッシュタグ「#私の好きな小浜放生祭」の付いていない投稿は無効とします。
- ◆ 応募できる作品は自作の写真に限りです。
- ◆ 応募者が非公開アカウント設定している場合および応募期間内に投稿者がアカウントを削除した場合や小浜放生祭公式アカウントのフォローが解除された場合は無効となります。
- ◆ 未成年の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。
- ◆ 投稿した写真に人物が写っている場合は、必ず本人(被写体)の使用許諾を得てください。被写体が未成年の場合は、親権者の承諾が必要となります。
- ◆ 合成写真は不可としますが、アプリ等を利用した画像の加工(フィルタなど)は可とします。
- ◆ 第三者の著作権や肖像権を侵害するもの、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体が利益を受けるもの、他人を誹謗中傷するもの等は、応募または入賞権利を無効とします。
- ◆ 投稿された写真で肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、小浜放生祭祭礼委員会は一切責任を負いません。また写真の掲載に関して、第三者との間で紛争が生じた場合、投稿者の責任と費用により当該紛争を解決するものとします。
- ◆ 広告宣伝、商用利用、営業活動、選挙活動、特定の思想・宗教への勧誘などを目的とするものと判断されるものに関しては、審査の対象外とします。
- ◆ 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、小浜放生祭祭礼委員会は応募作品の2次利用に関する権利を有するものとします。
- ◆ 応募作品の2次利用に関しては、小浜放生祭の行う広報活動にのみ使用します。応募作品の第三者への提供や、各種広報物で使用するにあたり、応募者への個別のご連絡はいたしません。また、応募者の承諾を得ることなく応募作品のトリミング・画像効果並びに音楽および音響効果を加えるなどの編集・改変を行うことがあります。なお、作品を広報するにあたり、

アカウント名を公開することがあります。

- ◆ 小浜放生祭は、本コンテストに関する全部またはその一部を応募者に事前に通知することなく変更または中止することがあります。なお、必要と判断した場合には、応募者への予告なく本規約を変更できるほか、本コンテストの適正な運用を確保するために必要な措置を取れるものとします。
- ◆ 本コンテストに応募された時点で本規約に同意したものとみなします。

● 入賞者への通知

- ◆ 入賞者には、2026 年 10 月下旬に小浜放生祭公式アカウントより、ダイレクトメッセージにて連絡します。連絡をした日を含めた 5 日以内に住所等の必要な情報を添えて返信してください。5 日以内に連絡がない場合、入賞は無効としますのでご注意ください。また、入賞者発表までフォローを外さないようお願いいたします。
- ◆ 入賞された方には、画像データ、個人情報を提供していただきます。

● 入賞賞品について

- ◆ 入賞賞品はお選びいただけません。
- ◆ 入賞賞品は予告なく変更する場合があります。
- ◆ 発送先は日本国内に限ります。

● 個人情報の取扱い

- ◆ 応募者の氏名・住所などの個人情報は、入賞のご連絡、表彰、入賞賞品の発送のみに使用し、他の目的には利用しません。また、賞品発送のため、協賛先の企業に個人情報 を提供することがあります。
- ◆ 入賞作品に関して、事前に了承を得たうえで、氏名等の記載をすることがあります。

● その他

- ◆ 審査結果等に関する問い合わせには回答しかねますのでご了承ください。
- ◆ 受賞者の権利は他の人へ譲渡できません。
- ◆ 本コンテストは Meta 社および X corp.が支援、承認、運営、関与するものではありません。
- ◆ 本コンテストに参加、または入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立てについて、小浜放生祭祭礼委員会は一切責任を負いません。
- ◆ この応募規約に明記されていない事項については、小浜放生祭祭礼委員会の判断によります。